



自分の健康、自分で守ろう！ 健診を受けましょう

各検診(健診)の対象年齢は、年度末が基準日になりました。職場などで受診する機会のない方が対象です。

①若年基本健康診査(年度内1回受診可)=市内在住の18歳～39歳の方 ※昭和52年4月1日～昭和53年3月31日に生まれた方は特定健康診査の対象のため除く 内診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査(貧血・肝機能・コレステロール・腎機能・糖尿病スクリーニング検査) 所 唐戸保健センター 日1月22・29日、2月5日 午前9時30分～10時30分 定20人(要予約) 料1,200円 申前週の金曜日までに成人保健課へ。

②骨粗しょう症検診(年度内1回受診可)=市内在住の20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性の方 日1月22・29日、2月5日 午前9時30分～10時30分 内問診、骨量測定 所唐戸保健センター 定15人(予約制) 料300円 申前週の金曜日までに成人保健課へ。

③胃がん検診(年度内1回受診可)=市内在住の50歳以上の偶数年齢の方 内胃部エックス線検査(直接撮影)か胃部内視鏡検査を選択 料2,400円 申各協力医療機関へ。

④乳がん検診(年度内1回受診可)=市内在住で40歳以上の偶数年齢の女性 内乳房エックス線検査(マンモグラフィ検査) 料

1,700円 申各協力医療機関へ。
⑤大腸がん検診(年度内1回受診可)=市内在住の40歳以上の方 内検便(便潜血検査) 料300円 申協力医療機関、唐戸保健センター(☎231-1233)、新下関保健センター(☎263-6222)、山陽保健センター(☎246-3885)、彦島保健センター(☎266-0111)へ。

⑥子宮がん検診(年度内1回受診可)=市内在住の20歳以上の女性 内診、細胞診(けい部のみか、けい部・体部)※体部は医師が必要と判断した場合 料▷けい部のみ=1,200円 ▷けい部・体部=2,000円 申各協力医療機関へ。

⑦前立腺がん検診(年度内1回受診可)=市内在住の50歳以上の男性 内国際前立腺症状スコア判定、血液検査 料1,000円 申各協力医療機関へ。

市で実施する検診の自己負担金免除制度

大腸がん、胃がん、子宮がん、乳がん、骨粗しょう症検診、喀痰検査の対象者で、次の①～④に該当の方は、無料で受診できます。

- ①受診日現在、70歳以上の方
 - ②後期高齢者医療被保険者の方
 - ③生活保護受給世帯の方
 - ④市民税非課税世帯の方
- ①年齢が確認できるもの ②後期高齢者医療被保険者証 ③生活保護受給者証 ④世帯の非課税証明書か成人保健課発行書類(事前申請必要)

成人保健課(☎231-1935)

1人で悩まず相談を 認知症介護相談会

介護経験者の認知症地域相談員が、現在認知症の方を介護している方の不安や思いを聞き、一緒に対応を考えます。



日1月19日(金) 所豊浦保健センター ※随時相談可(要事前連絡)

定3人(先着順) 申1月16日(火)

までに直接か電話で、豊浦保健センター(☎772-4022)へ。
成人保健課(☎231-1935)

こころの健康相談

日所①1月24日(水) 所豊浦保健センター ②1月26日(金) 所市役所本庁舎新館3階相談室 いずれも午後1時～3時 定各日4人(先着順) 申①1月19日(金)、②1月23日(火)までに電話で成人保健課へ。

不妊・不育専門相談

日所①不妊・不育に関して相談のある方/1月25日(木)午後2時～4時 ②男性不妊に関して相談の

ある方/2月9日(金)午後3時～5時 所唐戸保健センター 申1月4日(木)から前日までに、直接か電話で成人保健課へ。

不妊治療医助成制度

市内在住で、平成29年4月以降に不妊治療を受けている戸籍上の夫婦(夫婦合算の前年度の所得金額(控除後)が730万円未満の場合)

●特定不妊治療費健康保険適用外の体外受精・顕微授精助成対象範囲 初めて助成を受ける際の治

療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合 通算助成回数は6回まで 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満の方 通算助成回数は3回まで 妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外 ※平成28年度までに助成を受けた回数も通算されます



●助成額 治療ステージA・B・D・Eの場合は上限15万円以内、治療ステージC・Fの場合は7万



こども

行ってみよう！
ふくふくこども館の催し

●ぷくぷくひろば/お正月あそび 日1月5日(金)午後1時30分～3時 所



●みんなでトイレトレーニング/ベリンギンさんとスイスイトイレ 日1月9日(土)午後1時～2時 所

未就学児親子 日1月9日(土)午後1時～2時 所

5000円以内 ※初めて申請する場合、初回の治療に限り上限30万円以内(治療ステージCおよびFを除く)。▽特定不妊治療の一環として、精子を精巣か精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療を行った場合に、上限15万円まで助成(治療ステージCを除く)※一般不妊治療費(健康保険適用の自己負担分)助成制度:人工授精費(健康保険適用外)助成制度は、変更なし 申3月30日(金)までに、成人保健課へ。※一般不妊治療費・特定不妊治療費・人工授精費の助成制度を申請される場合、治療終了日の属する年度内に申請をしてください 成人保健課(☎231-1446)